

令和4年度児童クラブ利用申込に必要なもの

対象者		提出及び添付が必要な書類
申込者全員		<input type="checkbox"/> 児童クラブ利用申請書（入所希望児童1人につき1枚必要）
入所の必要な事由（父・母）	就 労	<input type="checkbox"/> 就労証明書（保護者及び満65歳未満の同居の親族全員分の証明が必要。証明書はすべて事業主に記入してもらってください。） ※ 就労予定の方は、就労後の勤務予定（日数・時間等）を事業所で記入してもらってください。 <u>勤務日数欄が空欄としないようにしてください。</u>
		<input type="checkbox"/> 自営業を営んでいることが分かる書類（自営業のかたのみ） （直近の確定申告書・青色申告承認書の写し、開業届等） ※ 兄弟姉妹で2人以上同時に申し込む場合は、1部は原本、それ以外は写し可（R4年度保育園利用申込で保育課に証明を提出した場合は、その写し可） ※ 住民登録が別々でも住所が同じもしくは同じ敷地内なら同居人とみなします。 ※ 単身赴任等により父または母と児童の住民票が別になっている場合も両親ともに就労証明書をご提出ください。 ※ 離婚予定等で両親のうちどちらかの就労証明書の提出が困難な場合は、離婚調停中であること等が証明できる書類をご提出ください。
	育休明け	<input type="checkbox"/> 就労証明書（両親のもの） ※ 育休明けの場合は、復帰後の勤務予定（日数・時間等）を記入してもらってください。 <u>勤務日数欄が空欄としないようにしてください。</u>
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）
	保護者の疾病・障がい	<input type="checkbox"/> 診断書 or その他状況が分かる手帳の写し（身体障害者手帳など）
	介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 <input type="checkbox"/> その他状況が分かる手帳の写し（介護対象者） or 診断書（介護対象者）
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申立書 <input type="checkbox"/> ハローワーク登録カードの写し
	就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割（カリキュラム）
	別居の親族の介護	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 <input type="checkbox"/> その状況が分かる手帳の写し（介護対象者） or 診断書（介護対象者）
	育 成 料 の 減 免	母子・父子世帯等で市町村民税非課税世帯の場合
兄弟（姉妹）利用		<input type="checkbox"/> 児童クラブ育成料減額（免除）申請書
第3子以降が利用		<input type="checkbox"/> 児童クラブ育成料減額（免除）申請書
生活保護世帯		<input type="checkbox"/> 児童クラブ育成料減額（免除）申請書
祖父母等と同居等している方		<input type="checkbox"/> 同居する65歳未満の祖父母等の就労証明書など保育ができない状況を確認できる書類（65歳以上の場合は不要）

※上記以外でも審査する上で書類が必要になる場合があります。

<注意事項>

※利用申込みの際、提出書類に不足や不備がある場合、受付をお断りさせていただきます。

※申込書、就労証明書等の書類の内容と入所時の事実が異なる場合には、入所承諾の取消し又は入所後でも退所していただくことがあります。

※就労状況について職場に確認させていただく場合があります。自営業で入所した場合、自営業の活動実績について出納帳などの帳簿等で、また就労予定で入所した場合、就労の実績について事業者より賃金の支払いを受けている事実で確認させていただく場合があります。その際、申込み時の証明書類等の内容と事実が異なる場合には、入所承諾の取消し又は入所後でも退所していただくことがあります。

}

別紙をご覧ください。

■ 育成料の減免対象児童について

1 母子・父子世帯等の場合

※ 市町村民税が非課税の場合のみ、入所児童全員が減免対象となります。

ただし、4～6月分までは前年度の課税状況、7月分以降は当年度の課税状況での判定となります。児童クラブ入所決定後、6月に当年度の課税状況による再判定を実施しますので、課税状況に関わらず母子・父子世帯の方は、減免申請書のご提出をお願いします。

申請書の提出がない場合は、6月の再判定を実施することができませんので、ご承知おきください。

2 きょうだい同時入所の場合

二人同時入所の場合、上の子が減免対象となります。

※ 下の子が第3子以降の要件で減免対象児童となっている場合は、上の子は減免対象児童となりません。

(例1) 同時入所 { 小学3年生の子 ← 減免対象児童
小学1年生の子

(例2) 同時入所 { 小学5年生の子 ← 減免対象児童
小学3年生の子
小学1年生の子 ← 「第3子以降が利用」による減免

3 第3子以降が利用

※ 同一世帯で、かつ、18歳未満の子のうち、第3子以降となります。

(例1) 子(17歳)
同時入所 { 小学3年生の子 ※ きょうだい同時入所減免となりません。
小学1年生の子 ← 減免対象児童

(例2) 子(17歳)
子(14歳)
同時入所 { 小学3年生の子 ← 減免対象児童
小学1年生の子 ← 減免対象児童